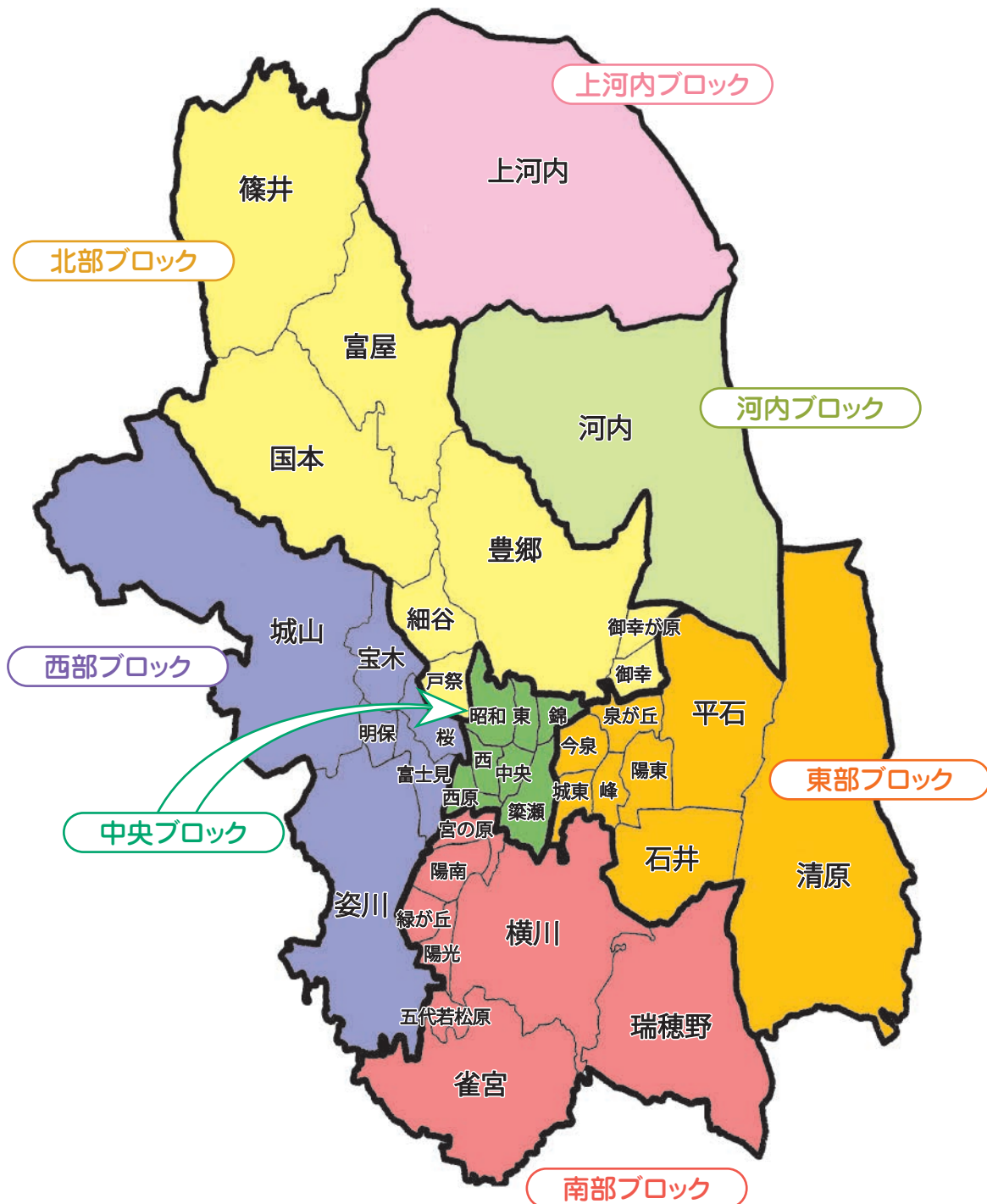


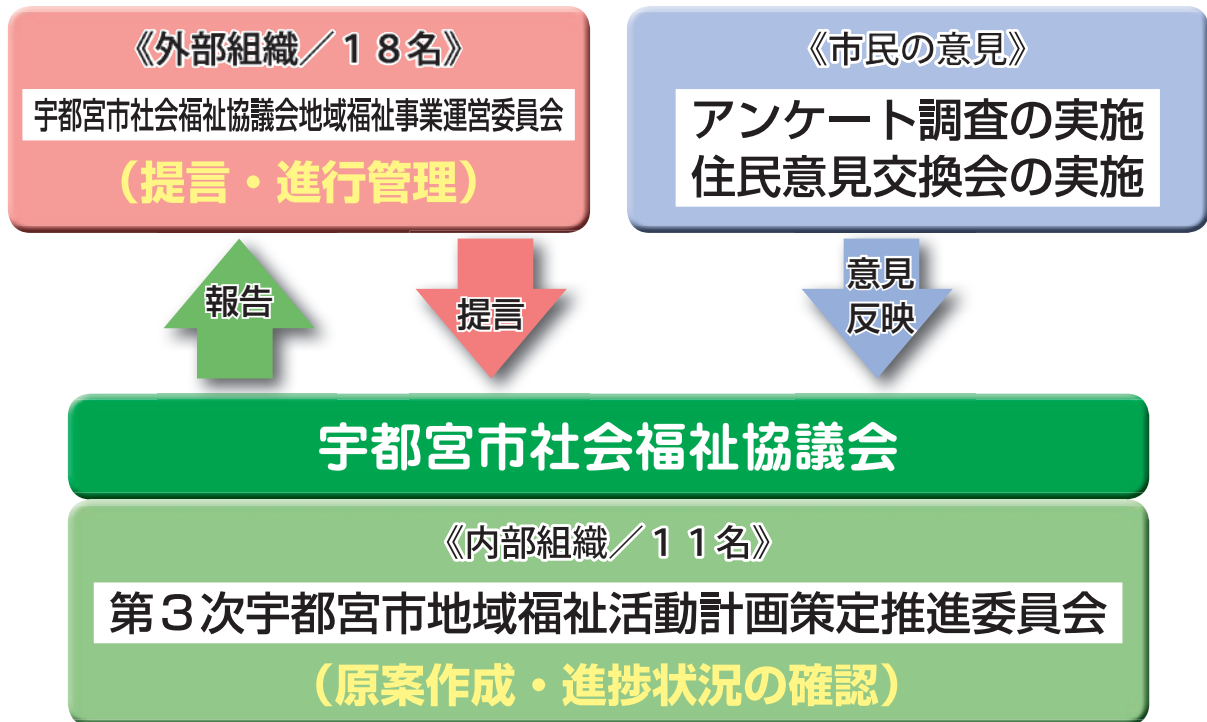
## 1 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、連合自治会単位に市内全39地区ごとに設置されており、地区の自治会・民生委員児童委員協議会など関係機関・団体の代表の方々や福祉協力員など住民代表の方々などにより構成され、「ふれあい・いきいきサロン事業」「安心・安全情報キット配付事業」「ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業」「敬老会事業」など、様々な地域福祉事業（活動）を展開しております。



## 2 計画の策定体制と策定経過

### (1) 計画の策定体制



### (2) 計画の策定経過

日 程	項 目	内 容
H24. 2	第3次やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（行政）及び第3次宇都宮市地域福祉活動計画（社協）策定に関しての市民アンケート調査の実施	20歳以上の市民無作為抽出法により3,000人を対象（回収率37.4%）
24. 8	地域ブロック別住民意見交換会の実施	5ブロックで162人が参加
24. 10	第1回策定推進委員会（内部組織）	第2次計画の進捗状況の確認
24. 12	第2回策定推進委員会（内部組織）	基本理念・基本目標・基本施策
25. 1	第3回策定推進委員会（内部組織）	施策・事業
25. 1	第1回地域福祉事業運営委員会	基本理念・基本目標・基本施策・施策事業
25. 2	地区社協会長会議	基本理念・基本目標・基本施策・施策事業
25. 2	第4回策定推進委員会（内部組織）	本計画全体素案
25. 3	第2回地域福祉事業運営委員会	本計画全体素案
25. 3	理事会	本計画全体素案
25. 3	評議員会	本計画全体素案

### 3 地域福祉事業運営委員会委員名簿

(平成24年度)

No.	役職	氏名	選出区分		備考
1	委員長	大貫隆久	社会福祉協議会	理事 (副会長)	南部ブロック
2	副委員長	山田昇	学識経験者	佐野短期大学 教授	
3	委員	鈴木逸朗	社会福祉協議会	理事 (副会長)	宇都宮市 市民児協会長
4	//	川津昭夫	社会福祉協議会	理事 (副会長)	宇都宮市自治会 連合会副会長
5	//	江連功	社会福祉協議会	理事	上河内ブロック
6	//	人見隆義	社会福祉協議会	理事	西部ブロック
7	//	麦倉仁巳	社会福祉協議会	理事	宇都宮市障害者 福祉会連合会長
8	//	松本カネ子	社会福祉協議会	理事	宇都宮ボラン ティア協会長
9	//	浜野修	社会福祉協議会	理事	社会福祉法人 飯田福祉会理事長
10	//	板橋英忠	自治会連合会	会長	
11	//	山口建一	民生委員児童委員 協議会	副会長	
12	//	安藤正知	NPO(ボランティア 市民活動機関)	まちづくり センター長	
13	//	大下又吉	老人クラブ連合会	副会長	
14	//	渡邊美津子	子ども会連合会	副会長	
15	//	塩澤達俊	老人福祉施設 協議会	理事	
16	//	中澤和男	障がい児者福祉 推進協議会	事務局長	
17	//	山口京子	民間保育園園長会	副会長	
18	//	菊地文雄	学識経験者	市保健福祉 総務課長	



### 【介護サービス計画（ケアプラン）】

要支援・要介護に認定された本人や家族の希望に沿った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた介護サービスの利用計画のことです。

### 【介護支援専門員（ケアマネジャー）】

介護保険法において、要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、介護サービス計画（ケアプラン）を本人に代わり作成し、要支援・要介護認定を受けた人が安心して介護保険サービスを受けられるよう、介護保険事業所などと連絡・調整を行います。

### 【グループホーム】

認知症などが原因で、自分自身で独立した生活を送ることが困難になった高齢者などが、専門スタッフの支援を受けながら、5～6人の少人数で温かい家庭的な雰囲気の中で生活する形態をいいます。高齢者だけでなく、知的障がい者や精神障がい者のグループホームもあります。



### 【サテライトボランティアセンター】

ボランティアの養成やボランティア活動のマッチングなど、ボランティアに関する企画・調整を包括的に行うボランティアセンターの機能を、よりきめ細かく効果的に展開していくための小規模ボランティアセンターのことをいいます。

### 【社会福祉基礎構造改革】

個人が住み慣れた地域において、人としての尊厳をもって、その人らしい自立した生活が送れるように、「社会福祉法の制定」（地域福祉推進の規定等）、「措置から契約へ移行」（支援費制度の導入等）、「福祉サービスの質の向上」（第三者評価機関等）などが盛り込まれ、社会福祉の量の拡大・社会福祉の質の向上・福祉援助を受ける立場の人の権利擁護の促進などが図られました。

# た

## 【第3次やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画】

社会福祉法第107条に規定されている、宇都宮市の「市町村地域福祉計画」で、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、③地域福祉に関する活動への参加の促進などが主な内容となっており、社協が策定する「地域福祉活動計画」とともに地域福祉推進の指針となる計画です。

## 【地域内交通（デマンド交通）】

住民の交通の確保が困難になった地域で広まりつつあるシステムで、住民の予約により、地元のタクシー会社などが、地域の集会場などの拠点や自宅から病院や商店などの目的地まで送迎するサービスです。なお、このようなデマンド型の地域内交通のほか、定時定路型もあります。

## 【栃の実基金（栃木県地域福祉振興基金）】

個人や企業などからの善意の寄付金を原資とし、その果実（利子）を、地域における民間福祉活動の推進とボランティア活動の振興を図る財源として、栃木県社会福祉協議会が運用しています。

# な

## 【ノーマライゼーション】

高齢や障がいなどにより差別や区別をされることなく、誰もが支えあい助けあいながら、生活や社会活動ができるようにしていくことが、正常な社会のありかたという考え方で、デンマークのバンク＝ミケルセンにより初めて提唱されました。

# は

## 【バリアフリー】

誰もが安心して生活していくために、道路や建物などの段差の解消や、人々のやさしさをはぐくむ心の醸成、また誰にでも情報が適切に届くようにするなど、ハード面・ソフト面・情報などにおいて、あらゆる障壁を除去することをいいます。

## 【福祉共育】

身近な地域の中でボランティア活動などを通じ、家族や近隣の方々、また学校や企業などの単位で福祉に関する理解を深め、人と人との繋がりの中でともに支えあい、ともに生活していくための学びです。地域福祉において福祉共育は最も重要な理念のひとつです。

### 【福祉協力員】

誰もが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、また自立した心豊かな生活が送れるよう、同じ地域で暮らす住民として見守りや声かけなどを行い、悩みや不安また孤独感の解消を図る地域福祉のボランティアです。現在市内39地区で自治会長の推薦を受けた約2,400人の福祉協力員が活動しています。

### 【ふれあい・いきいきサロン】

地域住民が身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ、また参加者の悩みや不安の解消を図ることを目的に、定期的に自治会公民館・福祉施設・空き家・個人宅等において実施します。



### 【まちづくりセンター】

市民の方々の地域での様々なまちづくりに関する活動がより一層活性化するために、NPO・ボランティア・企業・地縁組織・行政などの分野を超えた方々の活動の拠点として宇都宮市が2012年1月に開設しました。

### 【向こう三軒両隣】

自分の家の向かい側3軒と左右の家2軒の家で、支えあい助けあいながら、親しく交流をする“ご近所さん”を意味します。